

1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について

- (1) 横浜市戸塚地域療育センター（以下「センター」という。）の運営の基本的な考え方は次の4つです。
- ア：地域の障害児療育の拠点、イ：早期療育体制の整備、ウ：専門的・総合的機能の整備、エ：保護者への支援
以上の考え方を基本に、利用者や関係機関のニーズを的確に把握し、特に保護者が安心して前向きに子育てができるよう配慮しながら、各種障害に対する総合的・継続的かつ専門的な療育機能を発揮してきました。
- (2) 公立施設、指定管理者施設として、公益性・公共性を備えた健全な業務を行うために、運営協議会の設置や福祉サービス第三者評価の受審など客観的な視点を探り入れ、効率的に開かれた施設の運営に努めました。
- (3) 開所時には想定していなかった障害の多様化、就労家庭の増加、保護者や関係機関からの多様なニーズに対応とともに、これから地域療育センターのあり方を見据え、横浜市とともに開催してきた「地域療育センターあり方検討会」及び「地域療育センター事業推進連絡会議」において、今後のセンターのあり方検討を行いました。
- (4) 運営にあたっては、常に「利用者中心のセンター運営」を念頭に置き、利用者の人権を尊重する視点に立った運営に努めてきました。特に、苦情や要望に対しては、適切に対応できる仕組みの整備を行ってきました。

2 重点的に取り組んできた事項について

- (1) 利用希望児の増加への対応

対象児やニーズの多様化、社会の障害に対する認知度の向上、地域療育システムの定着等により、特に発達障害児について利用希望が増加してきました。下表は過去10年の新規申込総数の推移を表したものです。

年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
人数	496人	544人	623人	586人	636人	702人	691人	672人	723人	800人

ア 相談から始まるサービスの充実

最初の相談受付からおおむね2週間以内にソーシャルワーカーによる面談を開始して、保護者ニーズを把握し、必要に応じてひろば事業（未就園児対象）、心理相談、園訪問などの初期支援メニューを充実させました。センターの利用は相談から開始しているとの認識ができつつあります。

イ 初診枠の増設と多様化

初診枠を可能な限り増設しました。初期支援等で保護者のニーズが明確化することで、タイムリーな診察導入が可能になり、また、目的によって初診枠を多様化（15分・30分・60分）させることで、再診枠とのバランスを図りました。処方ケースについては、地域の医療機関と連携するなどの取組を行いました。

- (2) 地域関係機関への支援

感染症対策中にも、保育所・幼稚園等への支援を継続し、短時間で効率的に訪問・ミーティングを行う支援方法を工夫しました。担当区内保育所等職員研修等に専門機関として関わるとともに、子育て支援拠点等の地域の支援者とも連携し、地域における障害児の受け入れと理解の促進に努めました。また「戸塚セミナー」をオンライン配信することで、療育センターにおける療育の実際や考え方を広く地域に啓発し、園訪問や巡回相談と組み合わせることで効果的な支援につながりました。

- (3) 前回選定時の計画の実施状況

ア 発達への支援

上記2(1)アの他、集団療育については、通園開始前のつなぎのクラスや、週1回クラスなど、時期や頻度を柔軟に設定する他、就労家庭に向け、外来評価や集団療育で低頻度のサービスメニューを設定しました。

イ 家族への支援

ひろば事業での心理士の配置の他、保護者が子育てに対する肯定感を持てるよう、利用申込直後から心理士の専門相談を実施しました。感染症に配慮する中、可能な限り家族間の交流を支援しました。

ウ 地域との連携・協働

保育所・幼稚園等への支援の他、地域訓練会、子育て支援拠点等の支援者との積極的な連携に努めました。

エ 従来の枠組みに捉われない新たな地域療育センター機能の検討、実施

利用希望児が増加し続けている状況や利用ニーズの多様化、社会情勢が変化している中、今後の地域療育センター機能のあり方について、市及び他の運営法人とともに検討しています。

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫	<p>(1) 苦情解決制度(第三者委員) ・周知方法、現指定期間中の苦情解決制度利用件数、利用件数(制度利用事案)についての対応結果 <苦情解決制度の周知方法> ・苦情解決制度リーフレット類の配付 ・施設内掲示板での制度概要および担当者の掲示 ・重要事項説明時の説明(集団療育利用児保護者) <現指定期間中の苦情解決制度利用件数> ・0件 <利用件数(制度利用事案)についての対応結果> ・0件</p> <p>(2) 苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫 ・横浜市福祉調整委員会の案内・掲示 ・投書箱の設置 ・保護者連絡会等での要望等の意見交換(通園利用者)</p>
2 支援計画、個別支援計画の作成	<p>・作成の対象児童、計画の概要(項目等)、計画作成の手順、計画見直しの時期・頻度 ※計画の種類が複数ある場合は、それぞれについて記入してください。</p> <p>(1) 支援計画 ア 作成の対象児童 利用児全員 イ 計画の概要(項目) 児童の長期的目標とサービス内容を、保護者の意向や地域との連携をふまえ、センターとしてのプランを作成しています。 ウ 計画作成までの過程(手順) 関係職員が出席する処遇検討会議で決定し、再診等の場面で保護者に伝え、承を得ます。 エ 計画見直しの時期・頻度 必要時に見直しを実施。時期・頻度は子どもによって異なります。</p> <p>(2) 個別支援計画(通園施設) ア 作成の対象児童 集団療育(通園、ぴーす等)利用児全員 イ 計画の概要(項目) 集団療育利用児の年間目標と具体的なサービス内容について、保護者と確認しながら、作成しています。 ウ 計画作成までの過程(手順) 担任が保護者と確認しながら作成し、処遇検討会議で決定して、保護者の了承を得ます。 エ 計画見直しの時期・頻度 評価は初期、中期、終期の3回実施 見直しは10月～11月と2月～3月の2回実施</p>
3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定	<p>・令和4年度の実績(時期、回数等)</p> <p>(1) 運営協議会(年2回) 開かれた運営を図ることを目的に、利用児の保護者や地域関係機関、有識者が一堂に会し、センターの運営に関してご意見をいただくとともに、課題について協議しています。同時にさまざまな情報交換を行うとともに、地域における療育システムの推進についても話し合っています。</p> <p>(2) 福祉保健センター連絡会(担当区各1回) (3) 自立支援協議会(担当区部会・総会 9回) (4) 保育所園長会(担当区各1回) (5) 横浜市要保護児童対策地域協議会実務者会議(担当区各2回) (6) 特別支援教育コーディネーター協議会(担当区各2回) (7) 特別支援教育に関する学校支援担当者連絡会(方面別各1回)</p> <p>各関係機関との情報交換、ニーズの把握等を行っています。</p>

4 実習生、研修生、ボランティアの受入れ	<p>・令和4年度の実績 (1) 実習生(単位取得のための学生等)の受け入れ人数 　　13人(保育士3人、理学療法士2人、心理士8人) (2) 研修生(他施設職員等)の受入れ人数 　　7人(他事業所等) (3) ボランティアの受け入れ人数 　　療育ボランティア:延べ82人(療育日)</p> <p><受け入れにあたっての対応> ・電話連絡により事前調整の上、その後、正式文書を依頼(実習・研修生) ・園長等責任者が事前に概要説明と面談(ボランティア)</p> <p><受入れの制限、受入れにあたっての配慮事項等> 障害児の専門機関であるため、センターの方針や個人情報保護の理解(守秘義務)、障害特性の理解、感染症対策等についての研修等を行った上で受け入れています。</p>
5 センターに関する情報提供	<p>・センターの案内等に関する情報提供(ホームページ掲載等)の取組状況 <ホームページによる情報提供></p> <p>(1) センターの利用者や利用を検討している方などへ、センターの概要の他、センターを利用することの具体的なイメージが持てるよう、パンフレットなどを掲載しています。 (2) 就学支援の一環として、横浜市特別支援教育総合センターの依頼に基づき、横浜市の就学相談に関する資料や動画視聴のためのリンクを貼っています。 (3)「戸塚療育セミナー」として、センターの紹介や、療育の工夫について誰でも視聴できるよう動画を掲載しています。(4動画:再生回数700回以上) (4)法人として事業計画、事業報告や、自己評価結果について掲載し情報提供に努める他、求人やボランティア募集についても掲載し人材確保に努めています。</p> <p><利用者専用の「tunagaru-webサイト」の運営> ・幼児対象、学齢児対象の療育講座の動画を利用者専用のサイトに掲載し、保護者の学ぶ機会を保障しています。</p> <p><Twitterによる緊急時情報提供> ・災害時を想定したセンターの開所状況をタイムリーに提供できるようTwitterを運用しています。通常時はセンターのトピックスを随時配信しています。</p>
6 建物・設備等の維持管理	<p>・維持管理に当たって留意している点</p> <p>(1) 老朽化による不具合が多く、大規模な修繕工事に繋がることが想定されるため、不具合等が発生した際は、遅滞なく横浜市に報告し、対応の指示を仰ぐとともに応急処置に努めています。 (2)各種保守点検、施設管理者点検、法定点検、設備点検等の結果を活用し、小破修繕にて対応できる箇所を積極的に修繕しています。 (3)合築施設(地区センター・ケアプラザ併設)の庁舎管理事務局として、共有する設備等の維持管理を行っています。修繕の際は、規定の按分率による負担となり、各々所管課や予算状況が異なるため、即時修繕の対応が困難な場合も多く、都度、各施設と主管課で密に調整を行っています。 (4)清掃業務については、日常清掃の他、定期清掃やスポット清掃を実施し、老朽化にあっても清潔感を損なわないよう建物の維持管理に努めています。</p>
7 災害発生時の対応に関する取組	<p>・マニュアルの作成等の取組状況</p> <p>(1) 非常災害時行動マニュアル、大規模地震発生時対応マニュアル、通園バス緊急時連絡方法の手順、不審者対応マニュアル、土砂災害対応マニュアル等を作成し、年度当初に全職員と内容の確認、役割分担の共有等を行っています。</p> <p>(2) 火災想定、地震想定等の避難訓練(消火訓練を含む)を通園施設、ぴーすでは月1回、センター全体(併設施設を含む全館)で年2回実施しています。</p>
8 事故防止に関する取組	<p>・ヒヤリハット事例の共有化、マニュアル・チェックリスト作成等の取組状況</p> <p>(1) 危機管理マニュアルを作成し、年度当初に全職員と内容の確認を実施しています。 (2) ヒヤリハット事例発生時には、報告書の記載を義務付け、危機管理委員会に報告するとともに、月1回の戸塚センター運営会議、課会議等において報告・確認し、事例の共有化を図り、再発防止に取り組んでいます。 (3) 大きな事故につながる恐れのあったヒヤリハット事例については、詳細な検証を行うとともに、事例をデータ化することで事故の起こる可能性の高い場所や時間帯についての分析を行い、職員に周知しています。</p>

	<p><マニュアルの作成、予防策の取組状況></p> <p>(1) 法人として、リハセンター診療所長を部会長とし、療育センターも部会員となっている「感染症部会」を設置し、定期的に感染症予防等に関する会議を開催しています。</p> <p>(2) 法人として、感染症予防、感染症発生時の対応等を記載した、「感染症対策ガイドライン」を定めています。感染症発生時等の報告様式も定め、発生時には感染症部会長まで報告をしています。</p> <p>(3) 療育センターとしては、上記ガイドラインに基づき、利用開始時のチェック項目、感染症に罹患した利用者への対応方法等を、より詳細にまとめた、「療育センター共通感染症対策マニュアル」を定めています。</p> <p>(4) 通園施設については、集団感染の可能性がより高いことから、インフルエンザ、ノロウイルス等の流行前から予防に関する掲示物の作成や周知の徹底を行っています。また、インフルエンザ流行時には、感染者数等の周知を徹底とともに、感染した利用児には学校保健安全法施行規則に準じた出席停止の徹底及び感染者が多い場合はクラス閉鎖、通園休園等の措置を取っています。また、きょうだい児等家族が感染した場合についても、出席を控えるようお願いをしています。</p> <p>(5) 職員については、インフルエンザ流行時はマスクの着用を義務付けることが感染症部会長から指示が出るとともに、感染した場合は利用児に準じた取扱いをしています。</p> <p>(6) 利用児がおう吐をした場合の処理方法を定めています。</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症については、法人の統一方針に基づき、都度対応を決定し、センター内、ホームページに掲示するほか、予約時にご案内するなど、感染拡大防止に努めています。</p>
9 感染症対策に関する取組	<p><マニュアルの作成、対象児への対応状況></p> <p>(1) 食物アレルギーの原因食物を提供する可能性がある場合は、保護者からの聞き取りを行っています。</p> <p>(2) 摂食クリニック、初期療育グループ(たまご、肢体)利用児担任や関係医療スタッフが、利用児全員の保護者への聞き取りを行い、アレルギーの原因食物がある場合はプログラム実施時に除去します。</p> <p>(3) 通園施設利用児 初期療育グループ等での聞き取りでアレルギー対応が必要な児童については、あらためてクラス担任、看護師、栄養士等の職員が保護者と個別面談を行うとともに、横浜市共通の「保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導票」の提出をお願いし、給食については、可能な範囲でアレルギー対応食を代替として対応します。提供に当たっては、アレルギー用の食器に盛付け、アレルギー対応を記入したメモを貼り付けて対応しています。プログラム実施時には、原因食物を除去し、実施します。アレルギーが重篤な場合は、給食の提供を見送ることも検討します。アレルギーに関する個別面談は毎年1回、新年度が始まる際に実施しています。</p> <p>(4) ぴーす東戸塚利用児 食物アレルギーの対象児はごく少ない状況ですが、毎年1回、新年度が始まる際に、クラス担任等の職員がアレルギーに関する質問紙を用いて、保護者と個別面談を行い、原因食物を使用した食物はプログラム実施時には全体で除去します。</p>
10 食物アレルギーに関する取組	<p>・実施している対応、工夫等 医療ケアの必要な児童に対して看護師を配置(重症児スコアにおける加配看護師の配置)し、健康管理と安全に療育が実施できるようにします。 登園中の健康確認、緊急時の対応について確認し、対応等マニュアル作成を行ないます。 医療主治医より意見書の提出を依頼し、プログラム等の安全な実施について確認します。 処遇検討時はチームで処遇内容を確認します。</p>
11 医療的ケア児についての取組	

12 個人情報の保護に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関する具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> (1) カルテ等個人情報を含む文書は、鍵のかかる書庫で保管 (2) 個人情報を含む文書は机の上に置いたままにしない。 (3) パソコンを鍵のかかる書庫で保管する等、盗難防止策を講じるとともに、パソコン本体に個人情報文書は保存しない。 (4) 郵便物等の誤発送防止のための二重チェック体制 (5) 個人情報保護マニュアルの策定と徹底 ・令和4年度の研修実施状況(時期、対象職員) <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護研修会(年1回、全職員／非常勤、委託職員含む) ※横浜市との協定に基づき、当研修実施後、個人情報保護に関する誓約書を提出しています。
13 保護者を対象とした勉強会等の設定	<p><令和4年度の実施状況(時期、対象者、テーマ)></p> <p>利用開始後間もない保護者から学齢児の保護者まで、それぞれの段階で子育てに役立つ考え方や情報を伝える講座を実施しました。</p> <p>(1) 療育講座</p> <p>テーマや目的ごとに分類し、感染拡大やお仕事をお持ちのご家族にも幅広く見ていただけるよう原則としてオンライン配信で開催しました。</p> <p>(幼児編)</p> <p>【入門講座】「気になる発達をめぐって」</p> <p>ア 「こころの発達」</p> <p>イ 「社会性の発達とコミュニケーション」</p> <p>ウ 「ことばの発達とコミュニケーション」</p> <p>エ 「先生と相談上手になりましょうー安定した集団生活を送るためにー」</p> <p>オ 「自分のことは自分で」</p> <p>【療育講座】「障害を理解するために」</p> <p>ア 「発達障害の基礎知識と対応(理論編)」</p> <p>イ 「発達障害の基礎知識と対応(対応編)」</p> <p>ウ 特別講座「自閉スペクトラム症について」(会場開催のみ)</p> <p>エ 「不器用にはわけがあるー遊びから学ぶ支援の手がかりー」</p> <p>オ 特別講座「運動発達の基礎知識」(会場にてVTR配信)</p> <p>【年長さんの就学準備講座】</p> <p>ア 「就学準備講座(その1)」</p> <p>イ 「就学準備講座(その2)」</p> <p>ウ 「就学準備講座(その3)」</p> <p>(小学生編)</p> <p>ア 「学習につまづきのあるお子さんの支援のポイント」</p> <p>イ 「ゲーム・ネットとの付き合い方」</p> <p>ウ 特別講座「自閉スペクトラム入門」(幼児編と共催)</p> <p>エ 「子どもに障害のことを伝えるべきか」</p> <p>オ 「学校卒業後の生活と就労」</p> <p>カ 「思春期の体と心」</p> <p>(基礎講座)</p> <p>お子さんが小学生になってからセンターの利用を開始された方に向けた講座「子どものこころをのぞいてみよう」</p> <p>(2) 外来グループ</p> <p>ア プチたまご(知的中重度2, 3歳児保育園利用ケース)</p> <p>(ア) 療育について／認知感覚について</p> <p>(イ) 発達の土台作り(VTR視聴)</p> <p>(ウ) 氷山モデル</p> <p>イ アプローチグループ(年長児保護者の就学支援)</p> <p>(ア) 子どもの特徴をまとめよう</p> <p>(イ) サポートを引き継ごう</p> <p>(ウ) 親だからできること</p> <p>ウ おひさまグループ(未歩行の1歳以上から2歳児の初期オリエンテーション)</p> <p>(ア) SWからの話</p> <p>(イ) 運動発達について(VTR視聴)</p> <p>(ウ) 摂食について</p>

13 保護者を対象とした勉強会等の設定

(3) 通園施設主催の保護者教室

通園施設利用児の保護者を対象に、知的通園と肢体通園に分け、センター職員等が講師となり実施しました。また、父親対象の家族講座は、知的通園は動画配信で実施し、肢体通園は外来と乗り入れた形で実施しました。(26テーマ／年45回)

ア 知的通園

- (ア) 療育の基本
- (イ) こころの発達
- (ウ) 子どものコミュニケーションを考える
- (エ) 就学準備の基礎知識
- (オ) 就学後について話そう
- (カ) 行動のマネージメント
- (キ) VTR勉強会
- (ク) 発達障害の基礎知識
- (ケ) 上手に使おう福祉サービス
- (コ) 先輩お母さんの話
- (サ) S-M講座・S-M検査FB

イ 肢体通園

- (ア) 療育の基本
- (イ) 運動発達障害の基礎知識
- (ウ) こころとからだがつながる遊び
- (エ) 二次的障害と介助法
- (オ) 摂食能力の発達
- (カ) 将来について考えよう
- (キ) 住環境について
- (ク) VTR勉強会
- (ケ) コミュニケーションの発達
- (コ) 子どものまとめ(サポートシート)
- (サ) 発達のとらえ方
- (シ) 先輩お母さんの話

ウ 家族講座

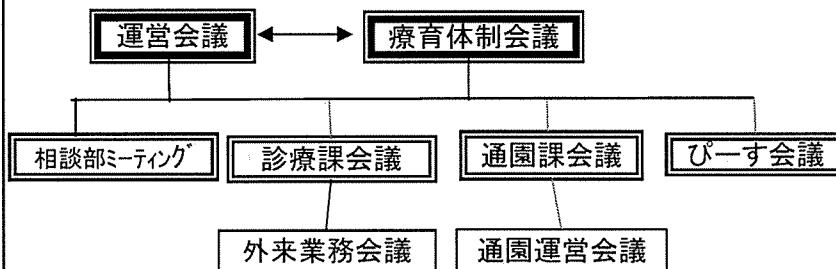
- (ア) 発達障害の基礎知識
- (イ) 運動発達の基礎知識

(4) ひーす・ふたば主催の保護者教室

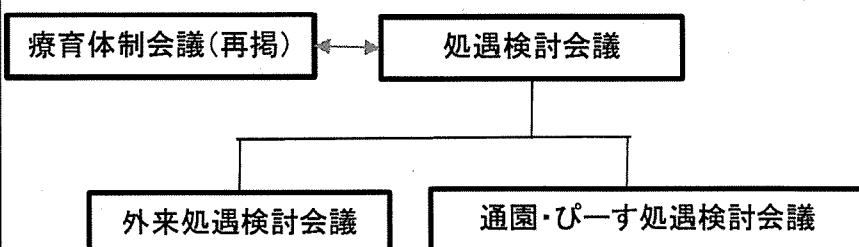
ひーす・ふたば利用児の保護者を対象に、センター内外の講師により実施しました。セラピストによる講座は、家族で参加できるように、土曜日にオンラインで開催しました。

ア 保護者教室

- (ア) 発達の土台づくり(8回)
- (イ) クラスの療育について(8回)
- (ウ) 先生とのコミュニケーション(8回)
- (エ) 1番病の理解と対応(8回)
- (オ) 感覚プロファイル 結果の見方(8回)
- (カ) こどもの特徴をまとめてみよう(8回)
- (キ) クラスの療育について まとめ(8回)
- (ク) 言語発達とコミュニケーション(土曜日にオンライン開催)
- (ケ) 社会性とコミュニケーション(土曜日にオンライン開催)
- (コ) 不器用にはわけがある(土曜日にオンライン開催)
- (サ) 自閉症スペクトラム障害の基本的理解(土曜日にオンライン開催)

	<p><実践している取組、工夫等></p> <p>センターでの利用者支援については、子どもへの支援と保護者への支援を療育の両輪として考えています。</p> <p>(1) 保護者教室(全体、診療、通園、ピース) 上記13のとおり</p> <p>(2) 集団療育における保護者支援</p> <p>ア 親子通園 子どもの特性の理解や関わり方を療育場面の中でスタッフと共有するとともに、家庭での育児や社会生活に有効な対応を学びます。</p> <p>イ 家族参観 普段療育に参加できない家族の方に療育に参加していただき、療育や子どもを知ってもらう機会としています。</p> <p>ウ 個別面談 保護者と担任がじっくり話す機会とし、子どもの療育課題を共有するとともに、保護者の相談を受ける場としています。</p> <p>エ 家庭訪問 家庭状況を把握して療育プログラムに反映させたり、相談に適切に対応する機会としており、原則として新入園児は全員対象で、必要に応じて継続児も実施します。</p> <p>オ 園長懇談 保護者と園長がコミュニケーションを図ることを目的に、クラス単位で実施し、センターや通園の運営に関して意見交換をします。</p> <p>カ クラス懇談 保護者と担任の懇談の場として週1回以上設定し、通園での情報を伝えるだけでなく、その日の療育の振り返りや家庭で困っていることなどを気軽に相談できる場として、また、保護者同士のピアカウンセリングの場としています。</p> <p>キ 保護者連絡会 通園からの連絡事項や要望書の回答など全体に周知する場として年5回実施しています。</p>
15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組	<p>・実践している取組・工夫等</p> <p>(1) 一人の利用児に対して、部門ごとに分断して支援を行うのではなく、センターとして、様々な職種によるチームアプローチで支援をしています。</p> <p>(2) 療育の運営方針を決定する療育体制会議と支援計画を決定する処遇検討会議は、支援の一貫性や職員の連携の確保のための両輪であり、相互的な体制をとっています。</p> <p>ア 支援の一貫性、職員の連携を確保するため、センター全体の運営方針等を決定する運営会議、センターの療育に関する運営方針を決定する療育体制会議、それぞれの部門における業務会議、ミーティング等を行っています。</p>  <pre> graph TD A[運営会議] <--> B[療育体制会議] B --> C[相談部ミーティング] B --> D[診療課会議] B --> E[通園課会議] B --> F[ピース会議] D --> G[外来業務会議] E --> H[通園運営会議] </pre> <p>(ア)運営会議 センターの運営に関する方針決定を目的としています。</p> <p>(イ)療育体制会議 療育全般に関する方針の決定を目的としています。</p> <p>(ウ)各部門運営会議・ミーティング 各部門のスムーズな業務遂行に関する検討、調整を行うことを目的としています。</p> <p>イ 一人ひとりの支援計画については、処遇検討会議で決定し、効率的に支援しています。</p>

15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組



(ア) 外来処遇検討会議

利用児全員の長期目標とサービス内容の決定を目的としています。

(イ) 通園・ぴーす処遇検討会議

通園児の年間目標と具体的なサービス内容の決定を目的としています。

・法人として、支援の一貫性や情報の共有を図るために、通園園長会、ぴーす園長会を定期的に行っています。また、各園長会の下に、各施設のチーフ級職員による「業務調整会議」を設置し、業務の平準化、効率化に向けた協議を行っています。

・各職種についても、事業団小児担当業務連絡会等の場で、支援の一貫性、情報の共有等を行っています。

・リハセンターをはじめとする事業団他施設との相互的なスーパーバイズ体制をとることにより、事業団としての支援の一貫性や職員連携の確保を図っています。

・理学療法士、作業療法士、臨床心理士等は、所属する部署にとどまらず、診療部門や通園部門、ぴーす部門において横断的に業務を行うことにより、センターとしての一貫性や連携を確保しています。

・新しいサービスを提供する際には、これまで関わってきた部門との詳細な引き継ぎを実施するとともに、卒園児に対しては、学校や保育所・幼稚園等の卒園先との引継ぎやフォローを実施しています。

16 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績

・現指定期間における実施状況(時期、内容等)

療育センターあり方検討会議への参画(R2～R3)

療育センター事業推進連絡会議への参画(R4.6～R4.12)

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

1 令和4年度に実施した研修（法人で統一的に実施したもの）について

※ 令和4年度に実施した以下の研修については、会場での集合形式とオンライン形式を適宜組み合わせながら実施しました。

【法人で統一的に実施した研修】**(1) 人権に関する研修（内容、参加人数等）**

ア 新採用職員研修「人権について」（令和4年度新採用職員等31人参加）

イ 各センター単位での人権研修（全職員対象／毎年実施）

(2) 専門性の向上を目的とした研修（内容、参加人数等）**ア 発達障害部門基礎研修**

発達障害児の支援にかかわる保育士・児童指導員・心理士・ソーシャルワーカー等に対して、新採用から概ね入職7年目までの職員を対象に、経験年数に応じて身に付けておくべき知識の習得を目指し、各種研修を実施しました。また、研修の運営をとおして、中堅職員の人材育成の場としても活用しました。

（テーマ数：11テーマ、参加人数：82人）

イ 各種研究会**(ア) 療育研究会**

療育技術の水準の向上を図ること、また、横浜市内の関係機関職員に研修の機会を提供することを目的に、事業団内外の講師により実施しました。

（テーマ数：5テーマ、参加人数：延べ828人（事業団職員以外の参加人数：延べ222人））

(イ) リハビリテーション研究会

リハビリテーション技術の向上を図ることを目的に、各分野の第一線で活躍する外部講師を招いて、他機関における最新の技術や取組事例を学びました。（テーマ数：計6テーマ、参加人数：延べ219人）

(ウ) 研究発表会

職員の日頃の研究成果や事業の取組状況等を発表・共有する場として、毎年1回開催しています。

（令和4年度一般演題：8演題、特別講演。参加人数：318人）

ウ 横浜市との相互派遣研修（人事交流）

横浜市の関係機関の業務に1年間にわたって従事することによって人材育成を図ることを目的に、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターへの研修派遣を実施しました。（派遣職種：理学療法士1人）

エ 学会派遣研修

専門職として必要な最新かつ先端的な技術を習得するとともに、日頃の研究成果を発表するため、各種学会等に派遣しました。（令和4年度 戸塚センター派遣実績：10件、派遣人数：延べ10人）

(3) その他の研修（内容、参加人数等）**ア 階層別研修**

（ア）1級～7級までの階層ごとに実施する階層別研修（計157人受講／全7回実施）

（イ）新採用職員研修（4月：新採用職員31人／12月：同フォロー研修28人）

（ウ）新任管理職研修（新たに管理職に昇任した職員1人）

イ 考課者研修

適正な人事考課制度の運用に向けて、考課を行う管理職を対象に実施する研修（参加人数：38人）

ウ コンプライアンス研修

各センター単位で「ハラスメント」・「個人情報保護」に関する研修を実施しました。（全職員）

【センターで独自に行った研修】**(1) 所属研修**

業務を遂行する上で特に必要とされる知識及び技能の習得を目的に、他機関への見学研修など計 27 件の所属研修を実施しました。

(2) センター研修委員会主催の研修

職員の専門性の向上と支援の一貫性の確保、事業団職員として必要な基礎的な知識の習得、情報の共有化等を目的に、センターに研修委員会を設置して各種研修を実施しました。

ア センター勉強会（全職員）

職員として必要な知識や情報、支援者としての基礎知識など、センターの職員として知っておくべき基本的事項を学びます。

(ア) R4 年度療育システム（講師：療育体制検討プロジェクト）

(イ) 危機管理、ハラスメント、個人情報保護、人権研修（講師：管理課長）

(ウ) 不登校児の学べる居場所「かけはし」について（講師：一般社団法人かけはし 代表 廣瀬貴樹氏）

イ 実践報告会（全職員）

個別及び集団の事例を通じて療育サービスのあり方をディスカッションします。中堅職員の発表をとおして、演題発表に必要な企画力・分析力・考察力・発表技術を学ぶ場、他部署・他職種の業務を知る機会とします。年間 3 回実施しました。（ア）保育士（イ）理学療法士・作業療法士（ウ）児童指導員

ウ 戸塚センター新任研修

センター 1 年目の職員及び転入職員に対し、センターの機能や発達障害の基礎知識、療育の基本、福祉制度、各職種の仕事などの講義等を各職種の職員が講師となって実施しました。

(ア) 戸塚センターの機能（講師：センター長）(イ) ソーシャルワーカー・心理士の仕事

(ウ) 看護師・検査技師・栄養士の仕事 (I) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の仕事

(オ) 保育士・指導員の仕事

2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

職員一人ひとりに対して豊かな人間性と高い専門性を培うことにより、より一層の利用者サービスの向上を図る考え方を経営理念の中に掲げ、個々の育成と全体的なレベルアップ、そして組織力の強化を進めています。

- 法人設立から 35 年以上が経過し、ベテラン職員の定年退職が控えている状況を見据え、円滑な世代交代と事業の継承に重点を置いた「人材育成計画」を策定し、その方針に沿って取り組んでいます。
- (1) 事業団にとって「人材」こそが最も重要な経営資源であると位置づけ、職員が自ら主体的に能力を高めていく姿勢を重視しながら、組織として人材育成に取り組む組織風土の構築を図っています。
 - (2) 各職場では、各職種の経験豊富な職員をチーフに置き、また、集団療育におけるクラス担任を経験の豊富な職員と若手職員でペアを組ませるなど、日常業務において OJT を実施する中で、日々の業務の遂行に必要な知識や技術が習得できる体制を整えています。
 - (3) 全職員が毎年「職員行動計画（MBO）」を作成し、それぞれの上司との個別面談を定期的に行いながら、各自の目標達成に向けて、計画、実行、振り返り評価、改善の行動習慣を身につけるとともに、上司との密なコミュニケーションを図ることにより、組織目標の達成、業務課題の共有・改善に取り組んでいます。
 - (4) 職員等級・キャリアに応じて個々の職員に求められる役割の理解や組織人として必要な知識、ビジネススキル等の習得について、事業団として「階層別研修」を実施しています。特に、世代交代を進める上で不可欠な次世代を担うマネーメント層の育成・強化に力点を置いて実施しています。
 - (5) 専門職の育成については、発達障害部門基礎研修を中心に、職種別に外部の専門学会等への派遣・参加や内部の各種研究会、職種毎に実施する症例検討会等を通じて、専門知識・技術の向上に努めています。

※本様式（A4 判両面）1 枚で作成してください。

1 診療に関する令和4年度の取組の概要（診察、訓練指導、外来グループ）について

(1) 診 察

小児科・リハ科・児童精神科・耳鼻咽喉科・整形外科を設け、年間延べ 2,383 人（内学齢児 881 人）が受診しました。利用希望の増加に対して、初診枠を柔軟に確保するとともに、各専門職の評価後の再診をできるだけ早期に設定し、保護者が今後の見通しを持つことができるよう取り組みました。その後、必要に応じて医師の再診枠を設定し、方針の確認を行うとともに、保護者と児童の状態像を共有し、適切な支援につなげられるよう努めました。

また、特殊・専門クリニックとして、ブレース・シーティングクリニックをリハセンターと連携して実施し、装具、バギー等を年間 107 件（内学齢児 52 件）処方しました。摂食機能に障害のある子どもに対しては摂食クリニックを実施し、姿勢・口腔面の指導、栄養指導等を年間延べ 41 件行いました。

(2) 評価、機能訓練・個別療育、各種検査

医師の指示に基づき、各専門職が個別の訓練を行いました。その頻度は、子どもの状況・ニーズを考慮して、月 4 回から年 1 回とさまざまな頻度で対応しています。

理学療法 1,746 件（うち学齢児 423 件） 作業療法 575 件（うち学齢児 110 件）

言語療法 1,116 件（うち学齢児 92 件） 心理療法 1,460 件（うち学齢児 173 件）

心理検査 856 件 聴力検査 286 件 脳波検査等 59 件

(3) 外来グループ

子どもの評価と保護者への支援を行うために、一定期間継続して行う初期療育グループを実施しました。精神系では、短期間の初期療育グループ（19 グループ 141 人）、早期に支援につながった高機能 2 歳児を対象にした低頻度療育（7 人）、月 1 回の就学支援プログラム（6 グループ 23 人）、高頻度療育が必要な知的障害児を対象としたつなぎプログラムとして児童発達支援と連携して個別療育（18 人）を実施しました。肢体系では、低年齢児を対象とした月 1 回の育児支援広場（13 人）、学区小学校に在籍し、孤立する傾向のある肢体不自由児・保護者の交流会（チャンスプログラム）を行いました（7 組）。

(4) 保護者向け講座の充実

精神発達系の保護者向けには、診断後まもない時期に、発達障害に関する正しい知識や療育の考え方を保護者に伝える「基礎講座」をオンラインで視聴できるようにしました。肢体不自由児の保護者向けには、必要な知識や情報を系統だって学べるよう保護者教室の内容を体系化しました。また、継続療育利用中の保護者だけでなく外来利用の保護者も合同で参加できるよう工夫し、休日開催も設けることにより、就労で保育所利用の家族への支援が充実しました。

「療育講座」として各年齢や療育のフェーズに応じたテーマを毎年設定しています。会場開催（3 本）とオンライン配信（3 本）を組み合わせ、多様なニーズにタイムリーに応じられるようにしました。

(5) その他

ア 学校との連携

利用児が就学する際、学校や保護者の希望に応じて学校との引継ぎを行いました。また、センター利用中の学齢児が学校生活において困難が生じた場合、学校のニーズと保護者の了解があれば、ソーシャルワーカーが窓口となって学校と連携しました。必要に応じて診療、あるいはスタッフによる学校訪問や電話による情報共有等を実施しました。

イ 肢体不自由児養護学校・特別支援学校等への訪問

利用児が在籍する養護学校等に、理学療法士と作業療法士が年 1 回訪問し、学校生活に即した専門的アド

バイスと福祉用具の使用方法等の情報の共有を行いました。

ウ 保育所、幼稚園等への支援

相談部門のソーシャルワーカーだけではなく、必要に応じて専門職が同行して、より専門的な支援を行いました。また、保護者の了解のもと、診察や各訓練場面への園職員の見学も受け入れました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

ア 医師の診断・処方に基づく必要な評価・検査・訓練等を行い、子どもとその保護者に対して、一貫性のある継続した専門的支援を行います。

イ センター内の相談・地域サービス部門や通園部門との一体的運営を図ることにより、柔軟かつ総合的な療育サービスを提供します。

(2) 力点を置いてきた事項

ア 診察枠の設定

発達障害児の利用希望の増加に伴い、限られる診療枠を効果的に使うことを意識し、再診枠とのバランスを考えながら、初診枠の増設をしました。目的に応じて、初診枠の一部を医師による初診と心理士による発達検査を同日に実施する診察枠を設定することにより、効率的に診察枠を運用しました。評価後の診察で、障害の診断・対応の基本的な考え方・今後の見通しについて説明し、療育プランの決定については、スタッフ協同して十分な情報提供に基づき、時間をかけて、家族の自己決定を支援しました。

イ 機能訓練・個別療育

各専門職による訓練・個別療育については、子どもの状況に合わせて適切な頻度が確保できるように努めました。とりわけ中重度知的障害児や肢体不自由児でありながら両親が就労のため保育所を利用される児童については、多職種が連携して計画的に支援しました。

ウ 外来グループの充実

初診時期によらず、利用者が目的に応じて利用できるよう、初期療育グループの頻度・期間にバリエーションを持たせました。また、就労など様々な事情により、継続的な高頻度療育を利用しない（できない）多くの家族の多様なニーズに応えられるよう、児童発達支援と連携して、低頻度の継続療育を実施しました。5歳児を対象とした就学支援プログラム（月1回）、低年齢の肢体不自由児を対象とした育児支援グループ（月1回）は継続的に行ってています。

エ チームアプローチによる支援の一貫性の確保

(ア) 一人の子どもに対して、多職種によるチームアプローチを実践しました。支援の一貫性・公平性を確保するため、多職種が参加する支援会議を定例で行いました。また、必要に応じて、チームのキーパーソンが適宜ミーティングを招集し、方針を確認・検討しました。

(イ) 摂食クリニックには理学療法士・栄養士・看護師等が同席し、一人の子どもに多職種で関わっています。

オ 肢体不自由児県立養護学校・市立特別支援学校訪問

理学療法士、作業療法士による年1回の訪問を行い、教育の現場で直接実施することで、運動面の目標やプログラムの共有を図り、学校・家庭・センターでの一貫した対応ができるよう努めています。

カ 新型コロナウィルス感染症対策とサービス保障

横浜市や法人全体で適宜情報を共有しつつ、利用者や職員の安全確保、感染拡大防止に対策を継続してきました。利用者や職員で重篤な事例はありませんでしたが、3密回避を踏まえた感染対策、リモート動画配信やオンラインを用いたカンファレンスなども含めて、「コロナ禍」においてもサービスが滞ることがないよう心掛けました。

(3) 新たな療育センター機能（医療）のあり方の検討

発達障害児を中心とする利用希望児のさらなる増加、社会環境の変化、ニーズの多様化に対応するため、新たな療育センターの機能（療育センターの医療の役割）について、検討を開始しました。

の運営

1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する令和4年度の取組の概要（クラス編成、通園形態、プログラム、指導室の設定等）について

(1) 児童発達支援（知的通園）

ア クラス編成 知的通園：10 クラス 63 名 ふたば：10 クラス 60 名 にじいろ 12 名

子どもの年齢、発達の段階、行動特性を考慮しています。また、保護者支援の内容が異なるため、異なる学年齢が同じクラスとならないようにしています。

イ 頻度

週5回、週3回、週2回、週1回のクラスを設定しました。

中重度知的発達群や行動障害が強く、より構造化された解りやすい環境や関わりの中で積み重ねが必要な子どもには週5回の高頻度の療育を、幼稚園等に通いながらも療育的な機会がより必要な子どもは週3回、地域の集団を軸に利用する子どもには週2回の頻度で療育を提供しました。

また、主に軽度知的発達群で地域生活が主体の子どもには週1回（ふたばクラス）の療育を提供しました。

(2) 医療型児童発達支援（肢体通園）

ア クラス編成 (2 クラス 18 名)

子どもの状態像や障害種別が多岐にわたるため、お子さんの状態像や課題を考慮し、編成を行いました。

イ 頻度

週5回、週3回、週2回、週1回、2 クラスともに頻度が混合した設定で療育を提供しました。

(3) 通園では、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から行っています。

(4) 子どもに対する支援は構造化した環境の中で、個々の子どもが見通しをもって安心して活動に参加し、達成感が持てる取組を通して、個々の子どもの能力を最大限に伸ばしていくように働きかけています。

(5) 通園プログラムは、健康な身体作り、情緒面の安定を基本に、日常生活動作、運動機能、コミュニケーション、社会性、認知能力等の向上を目的に、遊びや活動を通して継続的な視点で支援しています。また、保護者の希望を伺い、意見交換しながらプログラム内容や取組方法を検討し、実施しています。

(6) 通園形態は、療育場面に保護者も参加し、子どもの障害特性について理解を深めながら、特性に合った関わり方を知ることを目的に新入園児の保護者は親子登園としています。継続児は、単独登園の形態を基本にしながらも、週1回は、家庭で特性に合わせた関わりを実践していただくため親子登園とし、療育参加の機会を提供しています。

(7) 実践の場である親子登園日と併せて、保護者が子どもの障害特性をより理解できるように、障害の基本的な知識などを学ぶ場として保護者教室を設定しています。

(8) 保護者が抱える悩みや不安・困りごと等についても適宜相談に応じ、家族全員が安定して生活できるように支援しています。

(9) その他の保護者支援として、年4回、個別面談を実施しています。個別支援計画に沿って各領域の目標や支援内容の確認、通園以外の生活の様子の聞き取りや保護者の心配事等の相談に応じます。また、プログラムの振り返りを行うクラス懇談、保護者からのご意見を聞く場として園長懇談、情報伝達を行う保護者連絡会を行っています。平日の療育に参加できない家庭に対しては、土日に家族参観や家族講座を行い、通園での療育や障害特性についての理解を深めて頂く機会を設けています。

2 これまでの通園施設運営の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在および将来ともにその持てる力を充分に発揮した生活が営めるように総合的な支援を行います。

ア 子どもの発達支援とご家族（保護者、きょうだい児）への支援を療育の両輪と考えています。

イ 集団療育プログラムと個別療育プログラムを組み合わせて療育を進めます。

ウ 家族支援として、障害や療育に関する知識や制度についての情報の提供、親子通園日を通して家庭生活を円滑に送れるよう具体的な対応を学ぶ場の提供、必要に応じて家庭訪問を行っています。

エ 地域生活をサポートする目的で、保育所や幼稚園等の先生方に療育の見学と情報交換ができる療育参観の機会や併用利用先への技術支援を行っています。

オ 外来療育から切れ目のないように療育プログラムの体系を整えています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 早期療育と頻度保障

(ア) 知的通園、肢体通園ともに高頻度療育が必要な子どもには頻度を保証しています。

(イ) 知的通園については多様なニーズに応じられるように軽度知的発達群（週1回）ふたばクラスを設定し、療育の提供を行います。

(ウ) 中重度の知的発達群には、「親子で通う療育」のイメージが持てるよう通園開始前のつなぎの支援を行ないます。

イ チームアプローチによる運営

(ア) センター長が通園担当医として年1回のクラス診察や、必要に応じ個別診察を行い、医療と福祉が一体となって支援を行っています。また、専門職（臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が評価と必要な子どもには訓練を行います。

(イ) 医療的なケアが必要な子どもには、看護師とクラス担任が体調管理等の支援を行っています。

(ウ) カンファレンス（初期・中期・終期）や処遇検討会議等には関係職種が参加し、子どもや家族に対する支援方針と具体的な支援内容を確認し、関係職員での役割分担を決めています。

(エ) 保育所・幼稚園に並行して通う子どもへは、夏季に行なう療育参観での来所や、地域サービス部門と連携して園訪問を必要時に行なうなど関係機関との連携し地域への支援を行ないます。

ウ 個別支援計画の作成（様式4別表「2」にも掲載）

(ア) 子どもに関わる全ての職種から出された評価をもとに療育方針を作成します。

(イ) 個別支援計画の内容については保護者の希望を伺った上で、発達段階にあわせて目標を設定し、面談時に確認、共有しています。また、年長児の保護者は、就学に備えて、子どもの特性や必要な支援について、担任と一緒に「卒園のまとめ」を作成しています。

エ 保護者支援

(ア) 保護者教室は、施設別（知的通園・肢体通園）、年齢や療育年数別に計画し実施しています。

(イ) 家族参観や家族講座を土曜日または日曜日に設定し、平日に療育に参加する機会の少ないご家族（父兄等）を対象に療育や障害特性への理解を促し、家庭生活へのサポートにつながるよう支援しています。

(ウ) 夏期、冬期、春期に施設開放を行い、子どもが安全に遊べる場の提供を行っています。

オ 通園卒園後の保護者支援

(ア) 卒園児の1年生と3年生の保護者を対象に、振り返りや情報交換できる機会として「卒園児保護者のつどい」を実施し、学齢期の課題の共有や卒園後も保護者がつながりを持てる機会を設けています。

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する令和4年度の取組の概要（プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について

戸塚センターでは、利用児の7割以上が知的障害のない発達障害児です。ぴーす東戸塚はこのような子どもに対して、「個々の必要性に応じ目的を焦点化した専門療育の必要がある」という「横浜市地域療育センター新構想検討プロジェクト報告書」に基づき具体化された施設として、平成23年4月に開所しました。令和4年度の取組の概要は以下のとおりです。

(1) クラス編成

定員48人、実人数48人、8クラス（1クラス6人）、1日2クラス、全員が週1回の登園頻度

(2) 療育プログラム、保護者支援等

ぴーすにおける支援は、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から実施しています。

ア 子どもに対する支援

(ア) 小集団の中で個別の課題を設定し、個々の子どもの能力を最大限に伸ばしていくように働きかけています。

(イ) プログラムは、「基本的なルールの獲得と安定した集団参加」「相互的なコミュニケーション」「遊びの幅を広げ、楽しめる機会の保障」といった3つの柱を中心に、個々の子どもの状況に合わせたプログラムを作成しています。

イ 保護者への支援（個別支援計画について様式4別表「2」に記載）

(ア) 年3回、「個別面談」を実施しています。個別支援計画に沿って目標や支援の確認、保護者が抱える心配ごとについての相談をします。

(イ) 障害について必要な知識を深め、具体的な対応策を考える場として「保護者教室」を実施しました。セラピストや医師が担当する回は、家族で参加できるよう土曜日にオンラインにて開催しました。この他、毎回集団療育終了後に現状の共有および課題の確認を行う「クラス懇談」、日頃療育に参加できない家族の方を対象とした「家族参観」を実施しました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

現在、そして将来、一人ひとりの子どもがそれぞれ社会の中で自信をもって、安心して生活できることを目指します。子どもに必要な支援を、保護者と協力しながら実践していきます。子どもが「できた」と実感できる経験は重要で、子どもが自信をもって安心して生活するために必要な支援、配慮を積極的に行います。

保護者の方にとっては、何でも話せる、安心できる場でありたいと考えています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 地域生活支援プログラム

保護者と園や学校の先生と、子どもの特徴を共有し、子どもによって過ごしやすい環境を選択できるよう、年間を通して「子どもの特徴のまとめ」の作成を行いました。

イ 保育所・幼稚園との連携

園での適応状況に応じて子どもが通っている園を訪問し、集団での様子の確認、園からの相談に応じました。また、夏休み等の期間に、園の先生方にぴーすでの様子を参観してもらう「療育参観日」を設けています。

ウ 卒園児に対する支援

就学間もない1年生の保護者を対象として、保護者会を実施し、学校生活や家庭生活に関する相談支援や情報交換等を行いました。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 関係機関への技術協力

保育所・幼稚園等の関係機関へ職員を派遣し、療育に関する専門的な助言、情報提供等を実施しました。

児童への対応やクラス運営の他、「園で行う保護者支援の手引き」や「地域支援事業のご案内」などリーフレットを配布し、センターとの連携強化にも努めています。近年は地域の子育て支援拠点や地区社会福祉協議会、講師派遣などの協力も行っています。

ア 保育所・幼稚園訪問

園のニーズにタイムリーに訪問できることを目指しました。

(7) 派遣箇所：95園（実数） (イ) 派遣回数：107回 (ウ) 派遣職員数：137人

(イ) 対応児数：435人（センター利用児：215人、未利用児：220人）

機関支援は、相談にあがった障害児「個人」への対応に留まらず、同時に子どもの環境である「園（組織）全体」への支援を行うものであり、園が組織的に障害に対する理解を深めていき、インクルージョンを促進することをねらいとしています。対応児の内訳は、センターを利用していない子どもの割合が高くなってきていて、R4年度は約50%が未利用児となっています。未利用児については、個人情報の保護等に配慮しながら機関支援として、園の先生への支援を行いました。

イ 地域訓練会への支援

保護者の自主的な活動の場である地域訓練会にも、訓練会のニーズに合わせた保護者や支援者に対する支援を行いました。運営協議会の場で地域や会のニーズをキャッチし、支援に生かしています。

ウ 学校への支援

(7) 引継ぎ

小学校からの依頼に基づき、入学予定又は入学した児童についての引継ぎを実施しました。児童を担当する関係職種が、児童支援専任や個別級の先生に児童の特性や対応のコツなどを情報共有し、スムーズな学校生活へのスタートを支援しました。

R4年度は、50校・級に延べ66回、対象児童延べ231人の引継ぎを行いました。

(イ) 利用児支援

個別の相談に基づき、電話や訪問により、学校での環境整備や対応についての支援を行いました。

エ P T等特別支援学校訪問

センター利用児が通う肢体不自由児特別支援学校（養護学校）にPTが訪問し、学校生活に即した専門的アドバイスを実施しました。

オ その他

各区公立保育所主催の保育士研修、地域訓練会での保護者教室、自立支援協議会が主催する児童発達支援事業所、放課後児童デイサービス職員向けの研修、子育て支援拠点主催の地域の子育て支援者に対する研修、区社会福祉協議会の支援者向けの研修等に職員を派遣しました。

(2) 学校支援事業

小学校の教職員に対して、発達障害の基本的な理解と対応を学校全体で理解していただくことを目的に、障害に関する研修やコンサルテーションを実施しました。（担当学区小学校全41校中9校／12回）

本事業は、特別支援教育及び合理的配慮を促進していくために大きな意味を持ちますが、教員の発達障害児への感度が高まる結果となり、地域療育センターへの小学生の利用申し込みは増加の一途を辿ってい

ます。

(3) 療育相談

障害の早期発見、早期療育を図るため、戸塚区、泉区の4か月児、1歳6か月児健診後の療育相談を、区福祉保健センターと合同で実施しました。4か月児は主に運動発達に視点を置き、R4年度は22回、延べ78人、1歳6か月児は主に精神発達に視点を置き、R4年度は7回、延べ10人実施しました。近年は、1歳6か月療育相談の導入児が減少し直接センターへの申し込みが増えています。

(4) 療育セミナー・オープンデー

以前は、保育所・幼稚園等関係機関の保育士、幼稚園教諭、児童発達支援事業所のスタッフ等を対象に、センターにて講座と療育室の見学を実施していました。R4年度は、支援者、保護者に限らず、どなたでも視聴できるよう「戸塚センターの紹介」「発達障害の基本的理 解と対応」「戸塚療育センターの児童発達支援・環境設定の工夫」の動画をセンターのホームページにて公開しました。1年間の視聴回数が700回を超えた動画もあり、引き続き、テーマを変えながら配信を予定しています。

(5) 自立支援協議会への参加

戸塚、泉区における障害児の支援体制を充実させるためのネットワーク作り、事例検討等を行う自立支援協議会の全体会議、作業部会に積極的に参加しました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 取組の基本的な考え方

地域におけるインクルージョンの促進を目的に、障害のある子どもとその家族の地域生活を様々な方面から支援するよう、各関係機関と連携し事業を展開しています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 保育所・幼稚園等への技術的支援の充実

支援ニーズが高い保育所・幼稚園等への訪問による技術支援の充実に努めました。新型コロナ感染症対策をきっかけに、「りょういくの手引き～なぜだろう？やってみよう！」「園で行う保護者支援のてびき」などの各種リーフレットを作成しました。個別の子どもへの対応だけでなく、療育的な対応を他の子どもやクラス運営に生かせるよう、また、保護者支援を通じてセンターとの連携強化となるよう園訪問の際に活用しています。

イ 地域との協働体制の強化

地域療育システムの中心的な役割を果たす機関として、地域での効果的な役割分担が可能となるよう区福祉保健センターや子育て支援拠点等関係機関とのネットワークを強化してきました。また、年々増加してきている民間の児童発達支援事業所とも必要に応じて連携を図っています。

ウ 地域への啓発活動

センターの役割や障害児及びその療育の理解を深めるため、区社協等の地域の団体や施設（地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等）とも連携・協力しながら、研修・啓発活動を実施しています。

また、ホームページで療育技術に関する動画を配信したり、世界自閉症啓発デーに合わせ、センターに通う子どもたちが青い画用紙に描いた絵をつなぎ合わせたブルーフラッグを作成し、市内数か所にて展示をしました。

1 相談支援（相談業務）に関する令和4年度の取組の概要について**(1) 相談業務**

ア 保護者の不安解消のため、利用申込の時点からサービスを開始する取組を次のとおり実施しています。

(ア) 申込～インターク面談

利用申込から原則として2週間以内に全員に対してインターク面談を実施し、保護者の子育てや発達等に関する不安や困りごとに関する相談、診察やセンター利用の見通しに関する相談等を早期の段階から行っています。

(イ) ひろば事業の実施

親子で一緒に遊べる場として、お子さんには遊びのプログラムを提供し、保護者はソーシャルワーカーや保育士と気軽に相談できる場を、月1回程度開催しました。6組を定員とし、十分なスタッフを配置することで子どもを安心して遊ばせながら、保護者はタイムリーに相談ができる場を提供しました。

(ウ) 心理士による面談実施

子どもの発達について、特に困り感の強い保護者や、受診に対する戸惑いや葛藤の強い保護者を対象に、心理士面談を実施してきました。保護者が子育てへの肯定感を持てるよう精神的なサポートとして、診療後の支援やプランにも役立てました。

(エ) 園・学校訪問

すでに在籍中の保育所、幼稚園、小学校で不適応となっている子どもについては、診察を待たずに、子どもや保護者、機関への支援を始めました。子どもの置かれている環境を実際に訪問することで、子どもを取り巻く環境のアセスメントを開始しました。経験を積んだ職員が訪問し、どんな子どもにも良いユニバーサルな取組を提案しました。

イ 保護者支援の強化

児童発達支援事業所の増加などに伴い、療育サービスや集団生活の場は様々な選択が可能になっています。そのような中、保護者が、家族や子どもにあったサービスや集団の場を選択できるよう、大切にしてほしいことをまとめた「我が家子育てプランニングシート」や「子どもに合う環境づくり」のリーフレットを作成し、保護者支援の一助として配布しました。

2 これまでの相談支援（相談業務）の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

地域療育センターは、子どもの成長発達に応じて子ども本人や保護者に対し、相談開始から終了まできめ細かいかつ柔軟なサービス提供が必要であると考えます。発達や障害が未分化な低年齢のうちから支援が開始されることが重要であり、支援は、日々成長していく子どもの個別性に応じて柔軟であり、利用のしやすさが何より重要です。

センターでは、医師の診察を受ける前からはじまる相談支援のサービスメニューの開発と拡充を行ってきました。保護者のニーズ・子どものニーズ・地域のニーズを把握し、問題点を整理して、緊急性の判断を行い、医療受診への導入時期について意識をしました。

3 障害児相談支援に関する令和4年度の取組の概要について

センターの児童発達支援、医療型児童発達支援、児童発達支援事業所（ぴーす）を利用する子どもに関しては、障害児相談支援（計画相談支援）を実施し、モニタリングを行いました。

4 これまでの障害児相談支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

障害児相談支援は主にセンター内のサービスを利用する児童を中心に行ってきました。障害児相談支援は、子どもの目標達成のみに主眼がおかれないよう、また保護者の願いがそのまま子どもの目標とならないよう留意が必要であり、子どものウェルビーイングを保障し、人権尊重に基づいて立てられるものでなくてはならないと考えます。子どもの障害について丁寧に保護者に説明し、子どものニーズに基づいた障害児相談支援を保護者と協同して行ってきました。

1 これまでに実施してきた自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）の概要及びその基本的考え方について**(1) 保護者支援の充実**

センター利用申込数が増加し、申込直後や次のサービス開始までの間の保護者の不安を軽減する支援の充実に努めました。

ア ひろば事業（地域ニーズ対応事業）

診察を待たずに利用申込直後から利用できる親子のひろばを開催しました。主に未就園児の親子 6組までのグループで、年度によって月 1 日から月 2 日程度実施しました。新型コロナ感染症拡大の際も、1 グループの人数を減らし、1 日に最大 3 グループを実施するなど、感染対策を講じながら開催方法を工夫しました。

毎回ソーシャルワーカーが中心となり、保育士や心理士とともに、子どもを遊ばせながら、保護者が気軽に相談できる場を提供しました。

イ 通園ぱんだ広場（地域ニーズ対応事業）

児童発達支援センターの利用を希望する親子を対象に、センターでの集団療育を体験する機会として実施しました。保護者はセンターの集団療育について理解を深めるとともに、子育てや療育に見通しをもち、子どもは、児童発達支援の利用開始までの遊びの場として開催しています。

毎年度、2 日から 3 日間、1 日最大 3 組の親子が利用しました。

(2) 地域生活を主体とする子どもへの新たなサービス（「ふたば」クラス）

就労家庭等の増加により、地域生活を主体とする子どもの療育を行うクラスを児童発達支援センターとして実施しました。

対象児：3 歳から 5 歳の発達障害児 クラス：1 グループ 6 人で 1 日 2 クラス 週 8 クラス

頻度及び療育時間：週 1 回、午前中（給食なし）

職員体制：担任 1 クラス 2 名（2 クラス 4 名）、児童発達支援管理責任者 1 名（兼務）の計 5 名

内容：子どもに対する支援と保護者支援、在籍する幼稚園、保育所への訪問

財源等：児童発達支援の対象児やクラス編成を再検討し、ふたばクラスを含めた児童発達支援センターとして運営しました。

2 実施した自主事業等の効果、成果について**(1) 保護者支援の充実**

ひろば事業では、不安の強い時期に保護者の相談にタイムリーに応じることができ、適切な時期の診察への導入や、センターの支援が診察前に開始されることが認知されつつあります。また、通園ぱんだ広場では、児童発達支援センターでの具体的な集団療育のイメージができるなど、保護者の不安解消に寄与しました。

(2) 地域生活を主体とする発達障害児に対する集団療育（ふたばクラス）

毎年、48 人から 60 人程度の子どもに週 1 回の集団療育を実施しました。詳細は「様式 7 事業実績調書（児童発達支援センター 通園部門）」を参照ください。

収支実績調書

1 令和2年度から令和4年度までの収支状況

(円)

		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	備 考
収 入	市からの指定管理料	407,329,658	399,864,131	402,452,425	
	診療所収入	42,222,661	48,908,282	41,142,881	
	児童発達支援等収入	95,721,986	117,747,364	134,202,080	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	39,306,756	536,755	2,390,662	
	計	584,581,061	567,056,532	580,188,048	
支 出	人件費	477,151,194	469,680,595	473,970,985	
	事業費	7,334,335	8,260,342	7,352,139	
	管理費	83,734,277	84,398,645	94,025,257	
	事務費等	9,980,227	6,842,161	7,980,605	
	計	578,200,033	569,181,743	583,328,986	
	差 引 (剰余金)	6,381,028	△ 2,125,211	△ 3,140,938	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①施設毎に個別契約していた複合機(37台)を法人で一本化し、単価引き下げと使用枚数の減により、戸塚センターでは年間359千円削減(△30.3%: R3.9月～R4.8月実績とH29.9月～H30.8月実績との差額)しています。
- ②給食業務委託については、「指名型プロポーザル」を実施し、令和元年度から5年契約を締結したことにより、委託費の値上げを防ぎました。
- ③通園バス運行業務については、委託先から大幅な値上げ要請があつたため、令和元年度に3台更新の入札を実施し、値上げ要請額より低い金額で契約を締結しました。
- ④長期的な経費節減の観点から、令和4年度に蛍光灯LED化工事(2,465千円)を剰余金で実施しました。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

収支実績調書年度別内訳(令和2年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	407,329,658	
	診療所収入	42,222,661	
	児童発達支援等収入	95,721,986	
	その他収入	39,306,756	新型コロナウイルス対策補助金38,994千円
	計	584,581,061	
支出	人件費	477,151,194	
	常勤職員人件費	416,704,241	
	非常勤医師人件費	18,354,000	
	産休・育休・欠員等代替非常勤職員人件費	21,275,954	
	その他の非常勤職員人件費	20,816,999	
	事業費	7,334,335	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	83,734,277	
	光熱水費、電話代、燃料費	9,857,766	
	建物、設備等保守点検委託費	16,831,299	
	建物、設備等修繕料	4,032,979	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	46,588,041	
	その他物品リース料等	6,424,192	
	事務費等	9,980,227	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	578,200,033	
差引（剩余金）		6,381,028	

(収支状況に関する補足説明、剩余金による取組等)

- ・新型コロナウイルスの影響で4～5月を閉館したため、児童発達支援等収入が大きく減少しました。
- ・新型コロナウイルス対策補助金を38,994千円受領したことにより、収支差額がプラスになりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和3年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	399,864,131	
	診療所収入	48,908,282	
	児童発達支援等収入	117,747,364	
	その他収入	536,755	新型コロナウイルス対策補助金330千円
	計	567,056,532	
支出	人件費	469,680,595	
	常勤職員人件費	409,565,566	
	非常勤医師人件費	18,984,000	
	産休・育休・欠員等代替非常勤職員人件費	26,153,483	
	その他の非常勤職員人件費	14,977,546	
	事業費	8,260,342	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	84,398,645	
	光熱水費、電話代、燃料費	10,748,246	
	建物、設備等保守点検委託費	16,701,708	
	建物、設備等修繕料	3,881,482	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	47,203,939	
	その他物品リース料等	5,863,270	
	事務費等	6,842,161	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	569,181,743	
差引（剰余金）		△ 2,125,211	

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

- ・医療事務予算超過等の非常勤職員人件費1,935千円を剰余金で負担しました。
- ・児童発達支援等収入が設定額を下回ったことにより、収支差額がマイナスとなりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

收支実績調書年度別内訳(令和4年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	402,452,425	
	診療所収入	41,142,881	
	児童発達支援等収入	134,202,080	
	その他収入	2,390,662	物価高騰支援金1,749千円、オンライン資格補助金429千円
	計	580,188,048	
支出	人件費	473,970,985	
	常勤職員人件費	407,824,261	
	非常勤医師人件費	20,118,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	23,821,079	
	その他の非常勤職員人件費	22,207,645	
	事業費	7,352,139	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	94,025,257	
	光熱水費、電話代、燃料費	12,544,991	
	建物、設備等保守点検委託費	16,577,035	
	建物、設備等修繕料	12,469,734	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	47,263,328	
	その他物品リース料等	5,170,169	
	事務費等	7,980,605	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	583,328,986	
差引（剩余金）		△ 3,140,938	

(収支状況に関する補足説明、剩余金による取組等)

- ・繁忙対応・医療事務予算超過分の非常勤職員人件費5,523千円を剩余金で負担しました。
- ・蛍光灯LED化工事2,465千円を剩余金で負担したことにより修繕費が超過し、収支差額がマイナスとなりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。